



神奈川県におけるジェネリック医薬品（後発医薬品） 使用促進の取組について

神奈川県薬務課

1 ジェネリック医薬品使用割合の現状

平成30年11月時点における本県のジェネリック医薬品使用割合は74.8%で、全国平均の76.7%を下回り、47都道府県の中では、第38位に位置しています。

平成29年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2017で国が掲げた「平成32年（2020年）9月までに使用割合を80%にする」目標を受け、本県においても平成30年3月に策定した第三期神奈川県医療費適正化計画（2018年度～ 2023年度計画）で、使用割合を80%以上とする目標を定めています。

2 神奈川県の取組

本県では、ジェネリック医薬品の製造販売業者等の監視指導を行う健康医療局生活衛生部薬務課と医療費の適正化を推進する同局保健医療部医療保険課が連携を図り、ジェネリック医薬品使用促進のための取組を行っています。

（1）神奈川県後発医薬品使用促進協議会の設置

ジェネリック医薬品の製造や医療に関わる関係団体、保険者、県内大学の学識者及び消費者等を委員とした神奈川県後発医薬品使用促進協議会を平成20年11月に設置し、県民や医師等の医療関係者が安心してジェネリック医薬品を使用できるための環境整備や、使用促進のための取組について検討を行っています。

平成31年1月18日に開催した平成30年度の本協議会では、本県の取組結果や今後の方向性に関する協議を行うとともに、出席した委員が、所属団体等におけるジェネリック医薬品使用促進に係る取組の現状及び課題について、医療の現場や製薬業者、保険者の各立場から報告し、委員間の活発な意見交換が行われました。



(2) 県民に対する普及啓発

ジェネリック医薬品についての知識を深め、上手に使っていただくため県民向けに2種類のリーフレット「ご存じですか？ジェネリック医薬品」(リーフレット①)及び「そのお薬代、安くなるかもしれません」(リーフレット②)を作成し、市町村等と連携して配布しています。

本リーフレットには、県民に活用いただけるように「ジェネリック希望カード」をつけています。

また、高齢者の方を主な対象とした「お薬の基礎知識に関する出前講座」を実施し、ジェネリック医薬品の品質等の説明を行っています。

(3) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における後発医薬品使用促進事業について

本県では、毎年、市町村等の国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合に対し、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく定期指導及び技術的助言を行い、その中で、後発医薬品利用差額通知の発送等、ジェネリック医薬品の使用促進に係る取組の推進について指導及び助言を行っています。

また、平成30年度に、本県は国の「後発医薬品安心使用促進事業」の重点地域に選ばれました。この指定を受けて、県内のジェネリック医薬品の使用割合が低い国民健康保険及び後期高齢者医療制度のレセプトデータを活用し、市区町村別、保険者別、性・年齢階級別、薬効別等について分析を行い、結果を保険者等に提供し、ジェネリック医薬品の使用促進の効果的な取組を支援する事業を行いました。

ほかにも、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、神奈川県後期高齢者医療広域連合が実施したジェネリック医薬品の使用割合向上に向けた普及啓発に対する支援を行いました。

(4) 県内公立病院におけるジェネリック医薬品の採用状況調査等について

県内の医療機関がジェネリック医薬品を採用する際の参考にしていただくため、平成29年8月から9月にかけて、県内に28施設ある公立病院のジェネリック医薬品の採用基準及び採用後発医薬品リストの調査を行い、その結果を本県ホームページで公表しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/kouhatsu/kouhatsu.html#saiyou>

また、平成30年8月から9月には、本採用基準及びリストの活用状況等に関するアンケートを実施しました。

アンケートの対象は県内の病院、診療所、歯科診療所及び薬局とし、本採用基準及びリストの認知度や有用度について回答を求めた結果、現時点ではまだ認知度は低い状況であることが分かりました。アンケート結果についても、本県ホームページで公表しています。

http://www.pref.kanagawa.jp/library_documents/h30anke-tokekka.pdf



(5) ジェネリック医薬品製造所の調査等

県内に所在しているジェネリック医薬品の製造所に対してGMP適合性調査を実施し、製造管理及び品質管理が適正に維持されていることを確認しています。

(6) ジェネリック医薬品に関する情報提供

県民に安心してジェネリック医薬品を使用いただけるよう、また、医療関係者が必要とするジェネリック医薬品の情報を収集できるよう、本県では、ホームページに「県民向け情報」及び「医療関係者向け情報」を掲載しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/kouhatsu/kouhatsu.html>



リーフレット①表面

ご存じですか？ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品を正しく知って、上手に使っていただくためのお知らせです

正しく知る

『ジェネリック医薬品』って何？

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分の医療用医薬品*です。

*医師・歯科医師によって使用・投薬されたり、
処方せんによって薬局で患者に投薬される医薬品

効き目や安全性は？

ジェネリック医薬品と先発医薬品とは、有効性や安全性について基本的に違いはありません。

ジェネリック医薬品に
切り替えると安くなるの？

先発医薬品よりも3割から5割程度安くなることが多いため、慢性的な病気等で長期間、医薬品を服用する場合等は、自己負担額を減らすことができます。

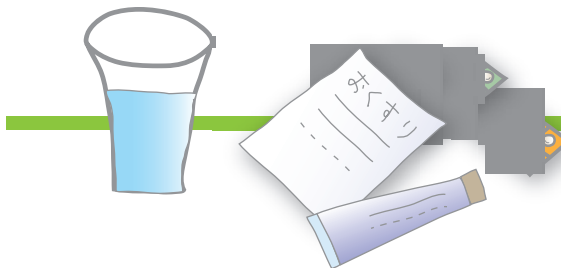
切り取り線

ジェネリック医薬品希望カード

ジェネリック医薬品を希望します

医師・歯科医師・薬剤師の方へ

このカードをお持ちの方に、
ジェネリック医薬品の説明をお願いします。





リーフレット①裏面

ご存じですか？ジェネリック医薬品

上手に使う

ジェネリック医薬品を使ってみるには…

医師・歯科医師・薬剤師に相談してみましょう。
右下のカードを切り取り、提示しても良いでしょう。



使用しているお薬のジェネリック医薬品を調べるには…

薬局で薬剤師に調べてもらうことが出来ます。
日本ジェネリック医薬品学会ホームページで調べることもできます。

かんじゃさんの薬箱

検索



ジェネリック医薬品に変えたときの差額を調べるには…

薬局で薬剤師に調べてもらうことが出来ます。
日本ジェネリック製薬協会のホームページでも差額を計算することが出来ます。

かんたん差額

検索

もっと詳しく知るには…

医師・歯科医師・薬剤師に相談してください。
また、神奈川県で、ジェネリック医薬品に関する情報提供を行っています。

かながわ ジェネリック

検索

お問い合わせ先

神奈川県後発医薬品使用促進協議会
神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
■電話045-210-4967

薬物情報電話サービス
医薬品の効能・副作用・使用上の注意などの情報を提供しています。
相談時間：〔月～金〕 8時30分～12時、13時～17時
(祝日・年末年始を除く)
■電話045-210-4969

切り取り線

ジェネリック医薬品希望カード

ジェネリック医薬品を希望します

氏名

神奈川県後発医薬品使用促進協議会



リーフレット②表面

そのお薬代、 安くなるかもしれません

ジェネリック医薬品に切り替えて、 お薬代を節約しましょう

ジェネリック医薬品とは

新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される後発医薬品のことです。有効成分は先発医薬品と同じですが、多くの場合3割から5割程度安くなるため、お薬代を減らすことができます。

お薬の切り替えはカンタンです。薬局の窓口で「ジェネリックを希望します」とお伝えください。

右下のカードをはがして、渡していただいても結構です。

¥

例えば、
ある高血圧症のお薬は…
(1日1回30日間服用の場合)

¥1,272

¥387

※最大差額の一例です。
ジェネリック医薬品の銘柄により、
差額に開きが出る場合があります。

ジェネリック医薬品希望カード

医師・薬剤師の方へ

このカードをお持ちの方に
ジェネリック医薬品の処方
をお願いします。

↑このカードをはがし裏面に氏名を記入してご使用ください。



ジェネリック医薬品に替えたときの差額は、 お気軽に薬剤師まで

いま飲んでいるお薬をジェネリック医薬品に替えたとき、差額はどれくらいなのか調べることができます。遠慮なく薬剤師にお聞きください。

また、日本ジェネリック製薬協会のホームページでも計算することができます。

かんたん差額

検索

差額の例
1

ある高脂血症のお薬代の比較
(1日1回30日間服用の場合)

先発医薬品	2,646 円
ジェネリック医薬品	732 ～ 1,371 円
差額	1,914 ～ 1,275 円
年間差額 (差額×12ヶ月分)	22,968 ～ 15,300 円

差額の例
2

ある高血圧症のお薬代の比較
(1日1回30日間服用の場合)

先発医薬品	1,272 円
ジェネリック医薬品	387 ～ 681 円
差額	885 ～ 591 円
年間差額 (差額×12ヶ月分)	10,620 円～ 7,092 円

※ジェネリック医薬品と先発医薬品の価格差が小さい場合、
ご自身でお支払いするお薬代があまり下がらない場合もあります。



より詳しく知りたいときは…

医療機関を受診したときに、医師または薬局の薬剤師
にご相談ください。また、神奈川県ホームページでも、
ジェネリック医薬品に関する情報提供を行っています。

かながわ ジェネリック

検索

薬物情報電話サービス

医薬品の効能・副作用・使用上の注意などの情報を提供しています。

☎ 045-210-4969

相談時間：月～金 8:30 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00 (祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ先

神奈川県後発医薬品使用促進協議会
神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

☎ 045-210-4967

平成 30 年 2 月作成